

## 神戸市職員共済組合 任意継続組合員制度のあらまし

退職によって組合員の資格を喪失しますので、現在お持ちの資格確認書等は、退職日の翌日以降は使用できません。このため、下記のうちいずれかの健康保険に加入する手続を行う必要があります。

### 退職後の健康保険

退職後は次のうちいずれかの健康保険に加入することになります。

- ① 神戸市職員共済組合の任意継続組合員として、引き続き当組合に加入する。
- ② 国民健康保険に加入する。
- ③ 家族が加入している健康保険の被扶養者となる。  
…収入や生計維持の関係など一定の認定要件がありますが、健康保険組合等によって基準が異なりますので、希望される場合は早めに確認しておいてください。
- ④ 再就職先の健康保険に加入する。(再任用職員は当組合に引き続き加入します。)

### 任意継続組合員制度

#### 1. 資格取得要件

退職日の前日まで継続して1年以上、神戸市職員共済組合の組合員資格を有していること。

#### 2. 組合員期間

最長2年間（詳しくは6. を参照）

#### 3. 任意継続掛金

##### (1) 掛金

任意継続の掛金は、短期給付・福祉事業と介護保険料の合算額です（ただし、介護保険料は40歳以上65歳未満の方に限ります）。

また、掛金は在職中とは異なり半分を負担していた地方公共団体の負担分がなくなるため、全額自己負担となります。

**【参考】**令和7年度の任意継続掛金の上限額は54,472円／月（介護保険料を含む）

##### (2) 掛金額の算定方法

掛金額は、退職時の標準報酬月額と前年度の9月30日現在の組合員の標準報酬月額の平均値を比較して、いずれか低い方の額に掛金率を乗じて算出します。

**【参考】**令和7年度の標準報酬月額の上限額は44万円

※令和8年度の掛金率および標準報酬月額の上限額は、令和8年3月中旬頃に決定します。

##### (3) 納付方法

3月下旬以降に「任意継続掛金納付額案内書」等を自宅宛に送付して、掛金額や納付先口座情報等お知らせしますので金融機関、インターネットバンキング等から振り込んでください。

※手数料は自己負担となります。

納付方法は、申請時に以下の3種類から選択してください。

- |        |                     |              |
|--------|---------------------|--------------|
| ② 毎月払い | ②半年前納（4～9月分、10～3月分） | ③1年前納（4～3月分） |
|--------|---------------------|--------------|

②③の場合、年4%の複利現価法による掛金の割引が適用されます。また、初回の掛金として①または前納分（②：4月～9月分、③：4～3月分）を一括で納めていただきます。

##### (4) 納付期限

前月末までに納めていただく前払い方式です。

初回掛金は、退職日を含め20日以内（土日祝の場合は翌営業日まで）に納めてください。

**【令和8年度の初回掛金の納付期限】**令和8年4月20日（月）

#### 4. 医療費の自己負担

在職時と同じです。（小学校就学後から70歳未満の方は、原則として医療費の3割を負担）

#### 5. 受けられる給付

原則として在職時と同じです。ただし、任意継続の加入後に支給事由の発生した傷病手当金・

出産手当金の給付はありません。

## 6. 資格喪失

任意継続組合員は、次の場合に限り資格を喪失します。

- (1) 期間を満了した場合（最長2年間）
- (2) 再就職をして、他の健康保険の被保険者資格を取得した場合  
※掛金を前納されているときは、就職した月以降の掛金を返金します。ただし、加入月と就職した月が同じ月である場合は、その月の掛金は返金できません。
- (3) 組合員が死亡した場合
- (4) 掛金が納付期限までに納入されなかった場合
- (5) 組合員が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合
- (6) 任意脱退の申し出があった場合（申出日の属する月の翌月1日付で資格喪失します。）

## 手続きの流れ

3月31日付退職予定の方を対象として、次のとおり事前受付を行います。

### ◆ 申請

#### 任意継続組合員資格取得申出の事前申請（電子申請）

↓ <受付期限> 令和8年2月20日（金）

※ 受付期限後も初回掛金納付期限までは申請していただけますが、後続の手続き全体が遅れますので上記期限までに提出してください。

<申請方法>

共済組合ホームページより組合員自身が申請してください（紙の申請書での受付不可）。

(URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/cef53efe4fc5e8b6b724c94ad63789bd397d79114e08e6d60f5643ab7015c108>)

インターネット環境からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。→



#### 共済組合から「任意継続掛金納付額案内書」等を自宅宛に発送

↓ <発送時期> 令和8年3月27日（金）頃

※ 掛金額や納付口座情報等をお知らせします。

※ 「任意継続掛金納付額案内書」には令和8年度一年間の掛金額や納付期限等が記載されていますので大切に保管してください。

### ◆ 掛金納付

#### 初回掛金を納付

↓ <納付期限> 令和8年4月20日（月）

※領収書を必ず受け取ってください。（インターネットバンキングを利用された場合は、振込明細の画面を保存しておいて下さい。）

※期限までに掛金を納めなかった場合は申請自体が「無効」となり、加入することができなくなります。

### ◆ 納付確認

[裏面へ⇒](#)

◆ 納付確認

初回掛金の納付済み連絡（電子申請）

<提出期限> 令和8年4月20日（月）

<申請方法>

共済組合ホームページより**領収書を画像添付**して申請してください。

(URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/0bc6c68fa160a1b8c58aff3e66ebe20a6c1ed556cda74bf36011d17bf67b73b9>)

インターネット環境からアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 →



◆ 申請手続き完了

共済組合で資格情報の登録等を行います



◆ 資格情報通知書等の発送

共済組合から「資格情報通知書」等を自宅宛に発送

⇒ マイナ保険証が利用できるようになります。

<発送時期> 納付確認後順次発送

※ 新しい記号・番号をお知らせします。

※ 申請時に交付を希望された方には、資格確認書も同封します。

**【任意継続組合員資格取得届出の取下げ】**

※ 申出書を提出した後でも、再就職決定等の理由により申出を辞退することができます。その場合は、必ず以下の手続きを行ってください。

共済組合ホームページより電子申請により手続してください（電話での受付不可）。

(URL: <https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/fd6ba01ab8875997aa32af6c0f87f9e91afac3ec175abee01549bf5edd2331d>)

インターネット用PCからアクセスしてください。

スマートフォンからもアクセスできます。 →



お問い合わせ先

神戸市職員共済組合(新クレセントビル9階)

共済サポートデスク [直通]078-322-5775 [内線]954-2581, 2582